

私立学校等結核予防費補助金交付要綱

第1 通則

私立学校等結核予防費補助事業の予防費補助金については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 目的

この要綱は、結核患者の早期発見と患者発生防止を図るため、学校（修業年限が1年未満のものを除く。）又は施設（国、都及び区市町村の設置する学校又は施設並びに八王子市に所在する学校又は施設を除く。）の長が行う定期の健康診断に要する費用を支払った者（設置者）に対して感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項に基づき、補助金を交付することにより設置者の負担を軽減し、定期健康診断の実施を促進することを目的とする。

第3 補助の対象となる費用支弁者

補助の対象となる費用支弁者は、法第58条の3により費用支弁した学校又は施設設置者とする。

第4 補助の対象となる費用

補助の対象となる費用は、法第53条の2第1項の規定により、学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用とする。

第5 補助金交付額の算定方法

次に掲げる額を比較して最も少ない額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表1で定める補助基準単価により算定した額
- (2) 別表2で定める補助対象経費の実支出額
- (3) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

第6 補助の対象となる実施人員

補助の対象となる実施人員は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に定めた方法により定期健康診断を実施した人員で、別表3に掲げる検診項目別補助対象者に該当する人員とする。

第7 補助金の交付の申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都の指示に従い、第1号様式による申請書を東京都知事（以下「知事」という。）の指定する日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、第2号から第6号様式までを添付しなければならない。
- 3 申請者は、交付決定後の変更により、申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合は、第7号様式による変更交付申請書を知事の指定する日までに提出しなければならない。

第8 補助金の交付の決定

知事は、第7による補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかなどを調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請

に係る事項につき修正を加え、補助金の交付の決定をすることができるものとする。

第9 補助金の交付の決定の通知

知事は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

第10 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内までに申請の撤回をすることができる。

第11 実績報告

補助事業者（第9の規定により交付の決定を受けた者をいう。）は、補助金に係る事業の実績に関し、事業に要した費用を支弁した日から1か月以内（ただし当該年度の3月31日まで）又は毎年度知事が定める提出期限までに、第8号様式による事業実績報告書を提出しなければならない。

2 前項の事業実績報告書には、第9号様式から第12号様式までを添付しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第13号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を開拓する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

第12 補助条件

この補助金の補助条件は別紙のとおりとする。

第13 補助金の交付

この補助金の交付の方法は、事業が完了したのち確定払によるものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。